

## 入札公告等の概要(参考)

本資料は、本工事の入札公告に示した条件の概要や工事内容をお知らせするための参考資料で、契約図書の一部ではありません。

本工事の詳細な内容に関しては、公告文、設計図書及び現場説明書等をご覧ください。

工事名	京橋税務署・中央都税事務所（16）機械設備工事	
工事種別	暖冷房衛生設備	
工事場所(都県)	東京都	
工事場所(市区町村)	中央区新富2-6-1	
工事概要	<b>【新築】</b> (庁舎) 構造：鉄骨造、一部鉄骨鉄筋コンクリート造 地上8階建（地下1階） 建築面積：約1,300m <sup>2</sup> 延べ面積：約10,500m <sup>2</sup> 用途：庁舎 工事種目：空気調和設備、換気設備、排煙設備、自動制御設備、衛生器具設備、給水設備、排水設備、給湯設備、消火設備、雨水利用設備	
担当事務所	東京第二営繕事務所	
公告日／期限日／開札日	H28.12.12 / H28.12.27 / H29.2.16	
工期末	H31.6.28	
入札契約方式／落札方式	一般競争入札（標準型）／総合評価落札方式（技術提案評価型S型（WTO以外））	
競争参加資格要件の概要	等級(ランク)	暖冷房衛生設備A
	本店・支店・営業所の所在地	—
	企業の施工実績等	平成13年4月1日以降に、元請けとして完成・引渡し完了した下記（ア）の要件を満たす同種工事の新設（工事種目についてシステム一式（機器、機材、配管、ダクト等の施工及び試験・調整を含む。）を施工していること。）の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る（ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。）。）。 ただし、建築一式工事及び請負代金額が500万円未満の工事における施工実績は含まない。 なお、下記の同種工事は建築物の新築又は増築に伴う機械設備工事を施工した実績に限る。 （ア） 1. 延べ面積 10,000m <sup>2</sup> 以上（建物1棟における延べ面積とし、増築にあって

		<p>は増築部分とする。)</p> <p>2. 階 数 3階以上</p> <p>3. 工事種目 下記a)及びb)両方の施工実績を有すること。ただし同一工事での施工実績でなくてもよい。</p> <p>a) 空気調和設備</p> <p>b) 給水設備</p> <p>ただし、申請できる同種工事の施工実績は2件までとする。</p> <p>なお、当該実績が地方整備局所掌の工事（旧地方建設局所掌の工事を含み、港湾空港関係を除く。）又は工事成績相互利用対象工事に係るものにあつては、評定点合計（工事成績評定通知書の記4. 成績評定①の評定点（評定点が修正された場合にあつては、修正評定点）をいう。）が65点未満のものを除く。</p> <p>ただし、請負代金額が500万円未満の工事は除く。</p> <p>経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち1社が上記（ア）の施工実績を有し、他の構成員は下記（イ）の施工実績を有すること。</p> <p>（イ）</p> <p>1. 延べ面積 3,000㎡以上（建物1棟における延べ面積とし、増築にあつては増築部分とする。)</p> <p>2. 工事種目 空気調和設備</p> <p>また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。</p>
	<p>配置予定技術者の資格、工事経験等</p>	<p>次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。</p> <p>なお、本工事は、余裕期間を設定した工事であり、契約締結日の翌日から工事の始期までの間は、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。</p> <p>複数の技術者を申請する場合は、申請する全ての者について次に掲げる基準を満たしていること。</p> <p>①1級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。（詳細は入札説明書による。）</p> <p>②1人の者が、過去に、元請けとして完成・引渡し完了した下記の要件を満たす同種工事の新設（工事種目についてシステム一式（機器、機材、配管、ダクト等の施工及び試験・調整を含む。）を施工していること。）の工事経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る（ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。）。）。</p> <p>ただし、建築一式工事及び請負代金額が500万円未満の工事における工事経験は含まない。</p> <p>なお、下記の同種工事は建築物の新築又は増築に伴う機械設備工事を施工した実績に限る。</p> <p>1. 延べ面積 3,000㎡以上（建物1棟における延べ面積とし、増築にあつては増築部分とする。)</p> <p>2. 工事種目 空気調和設備</p>

		<p>ただし、申請できる同種工事の工事経験は1件のみとする。</p> <p>なお、当該工事経験が平成8年4月1日以降に完成した地方整備局所掌の工事（旧地方建設局所掌の工事を含み、港湾空港関係を除く。）又は工事成績相互利用対象工事に係るものにあつては、評定点合計（工事成績評定通知書の記4．成績評定①の評定点（評定点が修正された場合にあつては、修正評定点）をいう。）が65点未満のものを除く。ただし、請負代金額が500万円未満の工事は除く。</p> <p>経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち1社の主任技術者又は監理技術者が上記の工事経験を有していればよい。</p> <p>また、異工種建設工事共同企業体としての経験は、協定書による分担工事の経験のみ同種工事の経験として認める。</p> <p>③監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。</p> <p>④配置予定の主任（監理）技術者にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。（詳細は入札説明書による。）</p>
--	--	---